

議案第 8 号

東広島市教育委員会会議規則及び東広島市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について

東広島市教育委員会会議規則及び東広島市教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和 4 年 3 月 1 6 日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提案理由

行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）に基づく審査請求について、教育長に委任する事務の範囲等を明確にするため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）
第 1 5 条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市教育委員会会議規則及び東広島市教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市教育委員会会議規則及び東広島市教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則

(東広島市教育委員会会議規則の一部改正)

第1条 東広島市教育委員会会議規則(昭和49年東広島市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項第7号中「及び」の右に「教育委員会に対する」を加える。

(東広島市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正)

第2条 東広島市教育委員会教育長事務委任規則(平成20年東広島市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条第14号中「及び」の右に「教育委員会に対する」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東広島市教育委員会会議規則（昭和49年教育委員会規則第5号）新旧対照表

新	旧
<p>第18条 会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項について、教育長又は委員の発議により、教育長及び出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 訴訟及び<u>教育委員会に対する審査請求</u>に関すること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第18条 会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項について、教育長又は委員の発議により、教育長及び出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とする。</p> <p>(1) 教育委員会の所管に属する法第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」をいう。）の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(2) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。</p> <p>(3) 法第29条の規定による議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合の意見の申出に関すること。</p> <p>(4) 県費負担教職員の任免その他の進退について内申すること。</p> <p>(5) 教科用図書の採択に関すること。</p> <p>(6) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の敷地を選定すること。</p> <p>(7) 訴訟及び_____審査請求に関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる事項</p> <p>2・3 (略)</p>

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年教育委員会規則第2号）新旧対照表

新	旧
<p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務のうち、法第25条第2項各号に規定するもののほか、次の各号に掲げるものを除き、教育長に委任する。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 訴訟及び<u>教育委員会に対する審査請求</u>に関すること。</p>	<p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務のうち、法第25条第2項各号に規定するもののほか、次の各号に掲げるものを除き、教育長に委任する。</p> <p>(1) 学校教育又は社会教育に関する教育行政一般方針を定めること。</p> <p>(2) 教育内容及びその取扱いの一般方針を定めること。</p> <p>(3) 人事の一般方針を定めること。</p> <p>(4) 県費負担教職員の任免その他の進退について内申すること。</p> <p>(5) 校長、教頭、教員及びその他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。</p> <p>(6) 小学校及び中学校の通学区域を設定し、又は変更すること。</p> <p>(7) 教科用図書の採択に関すること。</p> <p>(8) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の敷地を選定すること。</p> <p>(9) 教育委員会の所管に属する公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関すること。</p> <p>(10) 文化財の指定又は選定及びその解除を行うこと。</p> <p>(11) 表彰及び儀式に関すること。</p> <p>(12) 行事の主催、共催及び後援に関すること。</p> <p>(13) 東広島市個人情報保護条例（平成13年東広島市条例第6号）及び東広島市情報公開条例（平成15年東広島市条例第31号）の規定により教育委員会の権限に属させられた事項に関すること。</p> <p>(14) 訴訟及び_____審査請求に関すること。</p>

【議案第8号・議案第9号 参考資料】

1 教育委員会における行政不服審査法に基づく審査請求について

(1) 行政不服審査法に基づく審査請求

行政庁が行った処分に不服がある者は、行政不服審査法に基づき、審査請求をすることができる。

(2) 審査請求期間

処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内（処分があったことを知らなかった場合であっても、当該処分があった日の翌日から起算して1年以内）

(3) 審査請求先

教育委員会における審査請求先は、事務の区分に応じ、次の表のとおり。

事務の区分	審査請求先
教育委員会の権限に属する事務	教育委員会
教育委員会から教育長に委任した事務	教育長

2 教育委員会規則及び教育委員会訓令の一部改正について

(1) 改正の内容

ア 東広島市教育委員会会議規則の一部改正

教育委員会の会議において一定の議事を非公開とすることができる旨の規定に関し、当該規定に列記されている事項のうち「審査請求に関すること。」については、「教育委員会に対する審査請求に関すること。」であることを明確にする。

イ 東広島市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正

教育委員会の権限に属する事務のうち一定の事務を除いて教育長に委任する旨の規定に関し、当該規定に列記されている事務のうち「審査請求に関すること。」について、アと同様の改正を行う。

ウ 東広島市教育委員会教育長専決事項に関する規程の一部改正

教育委員会の権限に属する事務のうち一定の事務を教育長に専決させる旨の規定に関し、当該規定に列記されている事務のうち「審査請求に関すること。」について、ア及びイと同様の改正を行う。

(2) 施行期日

公布の日（公表の日）